

諮問庁：北九州市教育委員会

諮問日：令和 6 年 1 2 月 2 日（諮問第 1 9 0 号）

答申日：令和 7 年 9 月 4 日（答申第 1 9 0 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

北九州市教育委員会の令和 6 年 7 月 2 日付け北九教総総第 2 5 9 号の行政文書一部開示決定処分のうち、

3) 人権教育担当者会の会則、組織構造図、役員名（役職名）

4) 毎月、〇〇地域交流センターで開催の「人権教育担当者会」の会議録を

2 0 2 0 年度から 2 0 2 4 年度（6 月まで）の分

についての「不存在」を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 市教委は「人権教育担当者会は、任意の団体であって市教委が組織している団体でないため、請求に係る文書は作成も請求もしておらず、保有もしていない」として不存在とした。

(2) しかし、各学校の人権教育担当者は市教委が認知・配置している児童生徒支援加配教員であり、人権教育担当者会は学校の授業時間内に学校外の〇〇地域交流センターで開催されており、各学校長が校外出張を「校務」として認めている。

(3) 児童生徒支援加配教員の配置については毎年、各学校から校長名で市教委生徒指導課に「人権教育校内研修会年間計画書」等が提出され、支援加配教員の活動内容・時間数の報告が市教委に毎学期ごとに行われている。

(4) 以上の点から、市教委が人権教育担当者会に係る文書を取得、保有していないことはない。不存在の通知は納得し難い。よって、3) と 4) の不存在の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(5) 弁明書において、『人権教育担当者会は学校の授業時間内に学校外の〇〇地

域交流センターで開催されており』はしらない」と主張しているが、各学校の人権教育担当者は児童生徒支援加配教員が兼務しており、同交流センターでの人権教育担当者会には「校務」として校長が校外出張を認めており、「知らない」という弁明は不当であり承服しがたい。

- (6) また、『児童生徒支援加配教員の配置について毎年、各学校から校長名で市教委生徒指導課に人権教育校内研修会年間計画書等が提出され』は否認する」の弁明書の記載は事実ではない。
- (7) 各学校校長名で生徒指導課に「年度人権教育校内研修会年間計画書」が提出され、年間の予定月日から研修内容（または主題）、予定時間、参加対象が記載されている。

人権教育担当者の児童生徒支援加配教員が校内研修のプロモーターとなって年間計画を消化（内容の習熟度は別にして）している実態がある。この人権教育校内研修の実績が、次年度の児童生徒支援加配教員の要求の大きな力になっており、生徒指導課はこの校内研修会の実績に基づき、支援加配教員を配置する。

このことから、市教委生徒指導課に「人権教育校内研修会年間計画書」等の提出を否認する弁明は虚偽というしかない。

児童生徒支援加配配置校からの「人権教育校内研修会年間計画書」等の文書を開示されたい。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和6年6月18日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年7月2日付け北九教総総第259号で一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年10月2日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

北九州市教育委員会（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和6年6月18日付けで条例第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対して、次の行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求を行った。
- 1) 北九州市の児童生徒支援加配教員の配置校名（小・中学校）
 - 2) 上記（1）の2020年度から2024年度の5年間分

- 3) 人権教育担当者会の会則、組織機構図、役員名（役職名）
 - 4) 毎月、〇〇地域交流センターで開催の「人権教育担当者会」の会議録を
2020年度から2024年度（6月まで）分。
 - 5) 児童生徒支援加配教員の北九州市内学校における業務
 - 6) 2020年度から2023年度、市内小・中学校で「発生した部落差別事
象」の件数と具体的事例。各年度ごとに。
- (2) 令和6年7月2日、処分庁は、上記(1)の本件請求文書のうち、3)、4)及び
6)について、保有していなかったため、条例第11条第1項に基づき本件処
分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和6年10月2日付けで、本件処分に対する本件審査請求
を提起した。
- (4) 本件審査請求の争点は、「人権教育校内研修会年間計画書」及び「支援加配教
員の活動内容・時間数」を市教委に提出・報告しているので、「人権教育担当者
会」に係る文書を取得、保有していないことはないという点であるが、次の理
由で、本件処分は正当である。
- (5) 「人権教育校内研修会年間計画書」は、学校内での教職員の人権教育の研修
計画であり、〇〇地域交流センターで行われているという「人権教育担当者会
」への参加は、この計画に含まれない。
- また、この計画書は、人権教育担当主任及び人権教育担当者の活動計画であ
り、児童生徒支援加配の活動計画書ではない。
- さらに、「支援加配教員の活動内容・時間数」の市教育委員会への報告は、活
動内容の項目ごとの時間数のみである。
- よって、教育委員会は、請求に係る文書を保有していない。

3 本件処分は適法であるから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきある。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年12月 2日 諮問の受付
- ② 令和7年 1月28日 審議
- ③ 令和7年 2月18日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和7年 4月23日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和7年 7月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、

審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求については、本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書について保有している全ての行政文書を開示するとの決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件審査請求で争点となっている対象文書について

本件処分のうち争点となっている対象文書は、

3) 人権教育担当者会の会則、組織構造図、役員名（役職名）

4) 毎月、〇〇地域交流センターで開催の「人権教育担当者会」の会議録を

2020年度から2024年度（6月まで）の分

であり、処分等はいずれも不存在を理由に不開示としている。

不開示理由として、処分庁は「人権教育担当者会は、任意の団体であって北九州市教育委員会が組織している団体ではないため、請求に係る文書は作成も取得しておらず、保有していない」としている。

これに対して、審査請求人は、

①各学校の人権教育担当者は、市教委が認知・配置している児童生徒支援加配教員であること

②人権教育担当者会は学校の授業時間内に学校外の〇〇地域交流センターで開催されており、各学校長が校外出張を「校務」として認めていること

③児童生徒支援加配教員の配置については毎年、各学校から校長名で市教委生徒指導課に「人権教育校内研修会年間計画書」等が提出され、支援加配教員の活動内容・時間数の報告が市教委に毎学期ごとに行われていること

を理由に、上記、3) 4) の文書が存在していると主張している。

3 人権教育担当者会に関する文書について

処分庁に確認したところ、人権教育担当者会は、門司区、小倉北区、小倉南区、若松区の小中学校の人権教育担当者（主に児童生徒支援加配配置校の人権担当者）が参加している任意の会合であり、それぞれの取り組みについて情報交換を行うことで、児童生徒のために効果的であった取り組みを共有し、自校でも実践していくことを目的としている。

このような学校間の情報交換を目的とする校外の会議へは、各学校は校務として学校長の判断で教職員を参加させている。その場合、授業指導や校内行事に支障のない範囲内で参加させているとのことであった。

また、各学校の人権教育担当者が校内でどのような人権研修を行うか計画し、生徒指導課に提出する「人権教育校内研修会年間計画書」にも、校外で行われる人権教育担当者会については記載されていないとのことであった。

当審査会において、令和 6 年度人権教育校内研修会年間計画書を確認したところ、研修の予定年月、研修内容、予定時間、対象、講師の予定などが記載されていたが、その中には人権教育担当者会に関する記述は認められなかった。

以上からすると、人権教育担当者会は、個々の教職員が任意に開催する勉強会・研修会の類の会合であるといえることができる。そのような会合において用いられた資料やそれに関する文書を、処分庁が保有するのが通常であるとは考えがたく、また、保有すべきであるとも考えられない。結局、人権教育担当者会において用いられた文書等については、処分庁の職員が組織的に用いるものとして、当該処分庁が保有しているものとは認められない。

したがって、人権教育担当者会に関する文書は、条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書には当たらず、不存在とした処分庁の判断は妥当であるというべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美